

講習会のご案内 6月号

■お問い合わせ■
 東京土建足立支部 講習担当 03-5845-5011

■申し込み方法■

足立支部事務所にお越しいただき、お申し込みください。（受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く）

■必要なもの■

- ①受講申請書（支部にございます） ②受講料 ③在留カード（外国籍の方）
- ④受講者の証明写真（45×35ミリ 6か月以内に撮影のもの）※スナップ写真の切り抜き・アプリ等で作成したものは不可
- ⑤会社のヨコ判・代表者印（会社でお申込みの場合）
- ⑥（2日間以上の講習の場合）【事業所の従業員の方】・・・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー
 【一人親方労災特別加入者の方】・・・加入者証のコピー
- ⑦どけん講習修了証カード（過去に東京土建技術研修センターで取得された講習であれば、修了証をご持参いただく事で1枚の修了証カードにまとめることができます。ただし、他の教習機関で取得した修了証は記載できません。）

■申し込み締切■

- ・講習日の15日前までにお申し込みください。（講習日の15日前が支部の定休日にあたる場合はその直前の営業日）
- ・定員人数に達し次第、締切日前に申し込み受付を終了することがあります。
- ・お申しいただいた講習が最低開催人数に満たない場合は、講習自体が中止になる場合がありますのでご了承ください。

■組合員以外の受講について■

条件や、講習によっては受講できないことがありますので、事前にお問い合わせください。

■その他 注意事項■

- ・各会場には駐車場がありませんので、来場にあたっては公共交通機関をご利用ください。
- ・資格準備講座をお申込の方は、ご自身で試験日程の確認と受験申込を行ってください。講座の受講料に資格の受験料は含まれません。

講習番号と講習名	日程	受講料	受講資格/対象	内容
1 木造の組立て等	次回 12月開催予定			軒高さ5m以上の木造の組立・下地・建具枠の取付作業
2 足場の組立て等	次回 10月開催予定			つり足場、または高さ5m以上の構造の足場の組立・解体・変更の作業
3 型枠支保工の組立て等	7 / 16～17 (木金) 技術研修センター(池袋)		経験 3年以上	コンクリート打設に用いる型枠支保工の組立て・解体作業
4 鉄骨の組立て等	8 / 20～21 (木金) 技術研修センター(池袋)		経験 3年以上	高さ5m以上の鉄骨の組立て・解体の作業
5 コンクリート造の工作物の解体等	7 / 2～3 (木金) 技術研修センター(池袋)		経験 3年以上	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体・破壊
7 地山及び土止めの掘削支保工	7 / 28～30 (火水木) 技術研修センター(池袋)		経験 3年以上	掘削面高さが2m以上となる地山掘削と土止め支保工組立て(腹おこし、切りばり、中間杭打ち等)作業
8 有機溶剤	次回 9月開催予定			有機溶剤指定物質やエチルベンゼン等を扱う作業
9 石綿	8 / 4～5 (火水) 技術研修センター(池袋) ※申請について注意事項あり。詳細は、ご所属の支部へ		18歳以上	建築物の解体・改修で石綿が含まれる建材を除去する作業
10 酸欠・硫化水素	次回 11月開催予定			暗渠・マンホール・槽・ピットなどでの作業
50 特定化学物質	次回 9月開催予定			防水材などに含まれる特定化学物質を扱う作業
14 職長・安全衛生責任者教育 (リスクアセスメント含む)	7 / 9～10 (木金) 技術研修センター(池袋)		20歳以上が相応しい	常時現場で直接指揮監督する「職長」と、元請との間で仕事の連絡・調整する「安全衛生責任者」となる方への教育。リスクアセスメント教育も実施します
17 職長・安全衛生責任者能力向上教育	8 / 25 (火) 技術研修センター(池袋) ※職長・安全衛生責任者(RA含)修了証コピー添付が必要です		職長・安全衛生責任者教育(RA含)修了者	職長・安全衛生責任者の職務に従事する方は、おおむね5年ごとに能力向上教育を受講することとなっています。
15 足場能力向上教育	次回 9月開催予定			作業主任者修了者はおおむね5年毎受講が望ましいとされています
99 保護具着用管理者	9 / 24 (木) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	2024年4月の法改正で、一定危険性のある化学物質を使用する事業場で選任が必要。有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないと定められました。重篤な職業病を防ぐためにもぜひ受講を
99 熱中症予防管理者	次回開催未定			
44 新入職者教育	次回 11月開催予定			事業所が行う法定の「雇入れ時教育」の一部を実施
99 振動工具	次回 10月開催予定			振動工具の正しい知識を持って使用できるよう学習します。
43 足場特別教育	7 / 7 (火) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	足場組立て・解体・変更の作業に必要。脚立足場・可搬式作業台の連結・ローリングタワー等も足場扱いになります
49 フルハーネス特別教育	8 / 26 (水) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合は、フルハーネス型を用いて行う作業に必要
18 酸欠・硫化水素特別教育	次回 11月開催予定			暗渠・マンホール・槽・ピットなどでの作業
19 低圧電気	次回 12月開催予定			電動工具で使う仮設電源の開閉器の操作に必要な教育
57 巻上げ機	次回 12月開催予定			動力により駆動される巻上げ機(ウインチ)の運転
48 ロープ高所作業	次回 12月開催予定			ビル外装清掃・法面・屋根・板金工事などでのロープ作業
16 石綿特別教育	7 / 14 (火) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	石綿が使用されている建築物等の解体・リフォームの作業に従事する労働者は、作業前に受講が必要
21 自由研削砥石	7 / 15 (水) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	グラインダ(自由研削砥石)運転、砥石取替作業に必要
22 丸のこ	7 / 16 (木) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	丸のこは使用頻度が高く、事故も多発し重症となる例も多いため、正しい知識を基本から学びます
23 熱中症	① 7 / 12 (日) AM 府中国立支部会館(JR武蔵野線北府中駅下車) ② 7 / 16 (木) 技術研修センター(池袋)			熱中症は建設現場で多く発生しており、早めの対策が必要なことから、予防教育を行ないます
24 丸のこ・熱中症セットコース	7 / 16 (木) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	多くの組合員に必要とされる「丸のこ」「熱中症」の2つの特別教育を同時に取得できる、セット割引コース
25 電動工具安全取扱セットコース	7 / 15～16 (水木) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	「自由研削砥石」「丸のこ」「熱中症」特別教育3つセットの割引コース
56 石綿・電動工具セットコース	7 / 14～16 (火水木) 技術研修センター(池袋)		18歳以上	「石綿」「自由研削砥石」「丸のこ」「熱中症」特別教育4つセット割引コース。改修工事は石綿も必要となります
27 ガス溶接技能講習	8 / 6～7 (木金) 城東職業能力開発センター(千代田線綾瀬駅下車)		18歳以上	可燃性ガスを使用する溶接・溶断の作業に必要
28 アーク溶接特別教育	8 / 3～5 (月火水) 城東職業能力開発センター(千代田線・綾瀬駅下車)		18歳以上	アーク溶接作業は作業前に受講が必要
78 ガス+アーク溶接セットコース	8 / 3～7 (月火水木金) 城東職業能力開発センター(千代田線綾瀬駅下車)		18歳以上	「ガス溶接」「アーク溶接」同時に取得できる、セット割引コース
11 玉掛	次回 9月開催予定 ※1～2日目:池袋、3日目(実技):足立支部会館を予定			つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛
12 小型移動式クレーン	次回開催未定			
26 小型車両系建設機械 整地等用	9月開催予定			ミニホイールローダ・ミニショベル等の小型車両系建設機械
51 特別教育 解体用	9月開催予定			小型車両系(整地用)特別教育修了者
52 (3t未満) 整地等+解体セット	9月開催予定			整地等用と解体用を同時に取得できる、セット割引コース
PC AutoCAD基本講座	7 / 1(水)～7 / 29(水) 技術研修センター(池袋) 水曜 5回(7/1,8,15,22,29) 9時30分～16時 予定			建設関係の仕事に従事し、手書きによる図面作成とWindowsの基本操作(文字入力、ファイルの保存、コピー等)ができる方

支部までお問い合わせください

建築士講習 (NPO東京土建ATEC)

専用	建築士定期講習	① 7 / 29 (水) ② 8 / 18 (火) 技術研修センター(池袋) ③ 9 / 4 (金) 建設プラザ神奈川(東神奈川)	3年度ごとに受講義務
	管理建築士講習	9 / 15 (火) 技術研修センター(池袋)	管理建築士になる方

一般建築物石綿含有建材調査者講習 (主催: 一般財団法人 日本環境衛生センター)

専用	一般建築物石綿含有建材調査者講習	9 / 29～30 (火水) 技術研修センター(池袋) 申請受付期間あり・詳細はご所属支部へ ※石綿作業主任者技能講習修了証コピー添付	石綿作業主任者技能講習修了者	建築物の解体改修工事をするときに石綿含有物の事前調査が義務化されています。2023年10月1日着工の一定規模以上の工事は有資格者による事前調査・報告が義務化。
----	------------------	---	----------------	---